公開

を求める権利を、

情報公開制度は、

大

広く市民以外の方にも保障するものです。

懲戒処分に関する公文書なは、市長部局では市長交際費、

市政情報の公開請求の内容

校建て替え関連資料などがあ

部公開決定などに対し、請求

実施機関の非公開決定や一

から不服申立てがあったと

教育委員会では高山小学

実施機関別情報公開請求件

実施機関別情報公開請求件数と処理状況

(単位:件)

区分	請求		処	理状	況		不服	
実施機関	明小	公 開	一部公開	非公開	不存在	取下げ	申立て	
市 長	59	31	24	0	1	3	0	
教育委員会	4	2	2	0	0	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	
議会	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	63	33	26	0	1	3	0	

※実施機関=制度を実施している市の各機関のことです。

で利用(目的外利用)したり、 別の範囲を超えて、 以外のものに提供 個人情報を収集したときの 市内部

目的外利用と 外部提供

は市長に届け出をし、市長は的や内容について、実施機関 表

④のとおりです。 ています。届け出の内訳は、 個人情報を新たに保管または それを個人情報保護委員会に 廃止・変更する場合、 市が申請書や届出書などで 市長は その目

個人情報保管等届け出の内訳

実施機関	届け出件数	項目別届け出件数		届け出の主な内容		
	139	新規	61	児童扶養手当支給および水道事業―元化に 伴う新規の様式の作成など		
市 長		変更	42	水道事業―元化および身心障害者福祉シス テム導入に伴う様式の変更など		
			廃止	36	水道事業―元化に伴う様式の廃止など	
	会 6	新規	2	図書館のインターネット予約事業開始に伴 う新規の様式の作成		
教育委員会		変更	3	補助金交付団体の名称変更に伴う様式の変更		
		廃止	1	図書館のインターネット予約事業開始に伴 う様式の廃止		

個人情報の 保管などの届け出

(単位:件)

を公表します。

です。平成14年度の運用状況 市が保有する個人情報の適正 外部提供の項目別内訳は、 供)することは禁止されて

の個人情報保護制度は、 **個人情報保護制度** ーを守ります

を得ない場合などは認められ 法令に基づく場合や緊急やむ ます。しかし、例外として、 ています。目的外利用および

■公開の請求と 処理状況

市

報を活用

情報公開制

理由の内訳は表②、 数と処理状況は表①、 内訳は表③のとおりです。 情報公開審査会の

請求者の 非公開

査する救済機関として、情報 かについて、公平な立場で審 公開審査会が設置されていま 委員は5人の学識経験者

開審査会委員の委嘱に伴い で構成されています。 1回開催されました。 平成14年度は新しい情報公

情報公開総合窓口8内線2214

ります。公開が原則ですが、 状況をお知らせします。 たすおそれのある情報など、公開できないも すると公正または適正な市政運営に支障をき この制度によって、 政を目指していきます。 '。公開が原則ですが、個人の私生活には情報を公開する義務を負うことにな 法人の利害に関する情報、公開 より開かれた民主的 平成14年度の運 用な

のもあります。

関する情報、

市民の方はもちろん

市が保有する情報

•	表② 非公開理由の内訳	(単位:件)
	個人に関する情報で、一般に他人に知られたくないと望 むことが正当であると認められるもの	18
	法人の競争上または事業活動上の地位その他正当な利益 を著しく害すると認められるもの	7
	事務事業の公正または適正な執行が著しく妨げられるお それのあるもの	0
	公開することにより、市の人事行政に著しい支障がある 情報	0
	公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生じるおそれの あるもの	1
	合 計	26

表③ 請求者の内訳

市	民	市内法人 ・団体	市外在住者	市外法人 ・団体	合 計
	15	0	10	16	41

情報公開・個人情報保護制度のしくみ◆

情報公開制度

市が持っている情報は、市民のみな さんとの共有の財産です。情報公開制 度というのは、だれでもが、市が持っ ている情報を見たいときに、いつでも、 公開の請求をすることができる権利を 保障したものです。

◆公開を請求できる人

だれでもが、市政情報の公開を請求 できます。

◆公開を実施する機関

市長部局、教育委員会、市議会など 市のすべての機関。

◆公開を請求できる情報

市政情報は 作成したり たりしたときから、公開の対象となり

◆公開することができない情報

◇法令で明らかに公開できないとされ ているもの

◇個人のプライバシーに関するもの ◇企業や個人の事業活動に関するもの ◇市政を進めていくろえで、公正・適 正な運営が著しく妨げられるもの

◆救済の制度

請求した情報が公開できないと決定 されたときに、その決定に不服がある 人は、不服申立てができます。不服の 申立てがあると、情報公開審査会が、 その決定が適当かどうか審査して答え を出します。その答えを尊重して、実 施機関がもろ一度不服の申立てに対す る裁決または決定をします。

個人情報保護制度

個人のプライバシーを守るには、そ の本人に関する情報の流れをコントロ ールする権利を保障することが大切で す。個人情報保護制度というのは、市 が持っている個人の情報をその本人が 見たり、誤りを訂正できたりする権利 を保障したものです。

◆開示等の請求

◇自分の情報は、見て知ることができ ます (開示請求)。

◇自分の情報に誤りがあれば、訂正を 求めることができます(訂正請求)。 ◇自分の情報が間違って集められたり したら、削除を求めることができます (削除請求)。

◇自分の情報が間違って使われたりし たら、使用の中止を求めることができ ます(中止請求)。

◆開示できない個人情報

◇法令で明らかに開示できないとされ ているもの

◇第三者のプライバシーを侵害するお それのあるもの

◇医療に関するもののうち、本人が診 療を受けた医療機関から診療上支障が 生じない旨の確認がとれないもの ◇市政を進めていくうえで、公正・適

正な運営が著しく妨げられるもの ◇実施機関が個人情報保護委員会の意 見を聴いて決めたもの

◆個人情報の適正な取扱い

個人の情報の適正な取扱いを図るた

め、保管などの届け出、収集・利用な どの制限、改ざんなどの事故の防止な ど必要な措置を講じています。

◆救済の制度

自分の情報の処理について苦情があ るときは、苦情の申出をすることがで きます。また、開示などの請求が認め られないときは、不服の申立てをする ことができます。不服の申立てがある と、個人情報保護審査会が、その決定 が適当かどうか審査して、答えを出し ます。その答えを尊重して、実施機関 がもろ一度不服の申立てに対する裁決 または決定をします。

制度を利用する場合は

◆請求の方法

情報公開、個人情報の開示などの請 求は、市役所本庁舎2階「情報公開総 合窓口」にお越しください。所定の請 求書があります。情報がどこの課の仕 事かわからないときは、ご相談くださ

い。「市政情報目録・個人情報目録」 も備え付けてあります。

※電話や口頭での請求はできませ

◆公開等の決定

原則として、請求した日から15日 以内に、公開・開示するかどうかを決 定して、お知らせします。

◆公開等の方法

情報の公開・開示は、「情報公開総 合窓口」で、文書の原本を見ていただ きます。原本をお見せできないときは、 その写しにより見ていただくこともあ ります。自分の情報を見るときは、本 人であることを証明する運転免許証、 保険証などが必要です

◆費用

無料です。情報の写し(コピー)が 必要なときや郵送を希望するときは、 それぞれ実費を負担していただきま す。

■情報公開総合窓口

市役所本庁舎2階にある「情報公 開総合窓口」では、市政情報の公開 請求や個人情報の開示請求などの受 付、制度の案内を行っています。

■市政資料室

市で作成した刊行物を中心に、都 やほかの自治体の刊行物、官報、白

書などを備えています。また、複写 機も設置(1面10円)しています。

■市の刊行物を

販売しています

市で作成した刊行物を広く提供で きるよう、有償での頒布を行ってい ます。

⇒情報公開総合窓□☎内線2214